令和2年度 市民税·県民税 納税通知書を発送します

令和2年度の市民税・県民税納税通知書を、6月10 日(水)に発送します。

市民税・県民税の課税証明書等は、発送日同日から 発行できます。

コンビニでの発行(マイナンバーが必要)は6月11 日(木)からです。

※非課税の場合は、通知書等の送付はありません。

※第1期目の納期限は、6月30日(火)ですので、ご 注意ください。各納期限は下記のとおりです。

納期	普通徴収 納期限
第1期	令和2年 6月30日(火)
第2期	8月31日(月)
第3期	11月2日(月)
第4期	令和3年 2月1日(月)

問合せ=税務課 市民税係 (内線 281 ~ 283)

コンビニ交付の 証明発行停止について

システムメンテナンスのため、ご迷惑をおかけしま すが、ご理解ご協力をお願いします。

日時=6月10日(水)終日

停止するもの=コンビニでマイナンバーカードを使っ て発行する証明書

※住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部・個人 事項証明書 (謄・抄本)、戸籍の附票、課税 (非課税) 証明書、所得証明書

※課税(非課税)証明書、所得証明書の令和2年度分 は、6月11日(木)から発行します。

問合せ=市民課(内線311~314)·税務課 庶務係(内 線 272)

■くらしのインフォメーション

ひとりで悩まないで

わたしたちに 『相談ください



注文したことのない マスクが届いた!?

大和郡山市消費者センター ☎ 53-1583 (直通) 相談受付 月~金曜 9時~16時

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が全 国的に増えています。私たちのもとにも日々さまざ まな相談が寄せられていますが、その中でも多いの は品薄が続くマスクに関する相談です。

【事例1】 =

注文していないのにマスクが届いた。請求書な どは入っていないがどうすればよいのか。

(50代男性)

この事例はネガティブオプション(送りつけ商法) と呼ばれます。申し込みをしていない商品を一方的 に送りつけ、代金を請求する行為のことをいいます。 売買契約が成立するには消費者、事業者双方の意志 表示の合致が必要です。一方的に送られてきた商品 を受け取っただけでは、消費者が購入の意思表示を したとは言えません。よって契約は成立しておらず、 商品の支払い義務はありません。商品が届いた日か ら14日間保管しておき、その間、事業者から引き取 りがない場合は商品を自由に処分することができま す。注意してほしいのは、代引配達で商品が届いた場 合です。一度代金を支払ってしまうと、返金を求める ことはかなり困難になります。すぐに支払わないよ うに気をつけてください。

【事例2】=

携帯のショートメールに「マスクが入荷した」と 書かれていた。連絡してもよいのか。

(60代女性)

メールやSNSで「マスクが手に入る」ことをキー ワードに消費者を誘導し、名前や住所、電話番号な どの個人情報やクレジットカード番号を不正に入手 するケースです。得た情報をもとに悪用されること が考えられます。心当たりのない送信元から届いた メールは対応しないようにしましょう。

今後も新たな手□が発生する可能性があります。 少しでもおかしいと感じたら一人で判断したりせず、 家族や周りの人に確認することや、消費者センター に相談するようにしてください。